

第3次中能登町教育大綱

～教育の町 中能登を目指して～



令和8年4月

中 能 登 町

大綱改訂の考え方

当町では、平成 28 年 7 月に「中能登町教育大綱」を策定し、令和 2 年 12 月には第 2 次教育大綱を策定しました。今回改訂する教育大綱は、第 3 次中能登町総合計画の重要施策である「防災・減災」「人口減少対策」や「住みたい、戻りたいが叶う町づくり」「復旧・復興プランに基づく防災強化」を踏まえ、国県等の教育行政の動向、社会情勢の変化を勘案し、本町の教育の指針として定めるものです。

対象期間

今回改訂する教育大綱の対象期間は、第 3 次中能登町総合計画の前期である令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて改訂を行います。

基本コンセプト

学校教育においては、これまでの基本理念を踏襲しつつ、能登半島地震の教訓を生かし、実践的な防災教育に取り組み、自分たちの生活を守ること、地域の絆を深めることを推し進めます。そして、人口減少に対して、ふるさとを愛する心を育む教育環境の向上を掲げ、最先端情報技術を活用した教育環境の整備に焦点を当てていきます。また、人口減少を見据え小学校・中学校の利活用も考えていきます。

社会教育においては、すべての世代が学び続け、互いに支え合う地域社会の実現をめざすため、定住人口の拡大の観点では、中能登町の良さを知り、ここに住み続けたいと思える情操教育を推し進めていきます。子育て支援の観点から、子どもの遊び場の整備もテーマとして掲げ、合わせて、総合型地域スポーツクラブの創設を目指し、世代を超えた交流と持続可能な学習環境を整えていきます。また、人口減少を見据え、生涯にわたる学びの循環が持続可能なものとするため、生涯教育施設の統廃合も進めて行きます。

1. 基本理念

『ふるさとに誇りをもち、しなやかに、たくましく、未来を切り拓く力を育む』

2. 基本方針

- (1) 確かな学力と社会性を身につけ、自分を大切にできる児童生徒の育成
- (2) 生命を尊重し、正義感と思いやりを持つ人間性豊かな児童生徒の育成
- (3) 心身ともに健康で、自分らしさを発揮し、たくましく行動できる児童生徒の育成
- (4) 地域を愛し、ふるさとを大切にする心を持つ児童生徒の育成
- (5) 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進

3. 指導の重点

- (1) 基礎・基本を重視し、確かな学力の定着と個性・創造性の伸長を図る
- (2) 豊かな情操と他者を思いやる心豊かな子どもを育てる
- (3) 自らの健康や体力の維持増進を図ることができる子どもを育てる
- (4) 地域交流を深め、地域の自然・文化・歴史を学び、郷土を愛し誇りに思う心を育てる
- (5) 安全・安心な教育環境を確保すると共に、防災教育を推進し災害に備える力を育成する

4. 具体的な取組

- (1) 確かな学力を育む教育の推進
 - ・学力向上を目指す校内研修と日常的な取組の充実
 - ・小学校における外国語活動、中学校における姉妹提携校との相互交流による外国語(英語)教育の拡充
 - ・最先端情報技術を活用した教育の推進
 - ・学力調査の実施と活用
 - ・家庭と連携した学習習慣の確立
 - ・幼保小中連携推進事業を基盤として一人一人に寄り添う教育の充実
 - ・特別支援教育支援員の適正配置と研修の充実
 - ・特別支援学級の整備充実
 - ・小学校と中学校及び鹿西高等学校との連携
- (2) 豊かな人間性や社会性を育む教育活動の充実
 - ・児童会活動及び生徒会活動の重視
 - ・心に響く学校行事や各種体験活動・ボランティア活動への積極的な取組の推進
 - ・道徳教育、人権教育の充実

- ・いじめ、非行、不登校へのきめ細やかな指導及び携帯電話やスマートフォン等の使用への適切な対応やリテラシーの向上
- ・学校と家庭と地域の連携強化
- ・学校行事・町行事への参加の呼びかけ
- ・あいさつ運動や街頭指導の組織化と実践
- ・社会教育団体との連携強化

(3) 健康や体力の維持増進、スポーツの振興

- ・町スポーツ協会などスポーツ団体との連携の強化
- ・スポーツ教室への加入促進
- ・教育観点を確保した部活動地域展開
- ・持続可能な活動費助成や大会派遣への支援体制の構築
- ・食育の推進

(4) ふるさと学習の推進

- ・地域の豊かな自然や文化、歴史遺産等のよさを学び、郷土愛高揚の促進
- ・伝承文化の体験と鑑賞
- ・地元企業と連携し、地域の産業を知る学習の推進

(5) 安全安心で魅力的な学校づくり

- ・交通安全意識の高揚と実践
- ・安全安心な通学路の確保
- ・防災教育の充実(地震、洪水、土砂災害、原発事故等)
- ・デジタル教育を推進し、タブレット端末(ICT機器)を活用した授業の充実、ICT活用能力と情報リテラシーを育成
- ・環境教育の充実

(6) 教育委員会と学校及び関連機関との連携した取組

- ・教育委員会の学校訪問
- ・教育委員会に指導主事を配置
- ・教育委員の研修参加
- ・社会教育委員との連携
- ・学校運営協議会との連携

1. 基本理念

霊峰石動山と古墳つらなる眉丈山の麓まほろばの地に抱かれ、ふるさと愛を持ち、健康で心豊かな文化の香り高い町を目指します。

2. 基本方針

少子高齢化が進行する中、学校・家庭・地域との連携を強化し、町の歴史や文化を継承しつつ、生涯学習・生涯スポーツなど、心豊かに生涯にわたり学び合える環境づくり、また、人間性豊かな、活力ある社会基盤づくりを推進します。

3. 基本目標

- (1) 生涯学習施設の統廃合
- (2) 生涯学習の振興
- (3) 生涯スポーツの振興

4. 施策の方針

(1) 生涯学習施設の適正化

1) 復興からの創造

能登半島地震により、多くの生涯学習施設が被害を受けました。カルチャーセンター飛翔やふるさと創修館などの施設活用について、コンセプトを明らかにし開館していく必要があります。また、他の施設についても中能登町施設の個別整備計画に則り適正化を図ります。

2) 図書館の集約 — 充実した図書館運営 —

- ・町民のニーズに配慮し必要な図書、資料を収集し、町民の読書意欲を喚起します
- ・図書館講座等を実施し、利用者の増加を図ります
- ・図書館司書と連携、協力し図書館の活性化を図ります
- ・図書館を集約し、町民に親しまれる図書館運営を目指します

(2) 生涯学習の振興

1) 社会教育施設の充実 — 学びのまち なかのと —

- ・文化芸術活動を通じた交流、発表の場とします
- ・生涯学習の拠点として施設の充実を図ります

2) 生涯学習講座の実践 — いろいろな学びがある なかのと —

- ・住民のニーズを把握し、学習機会の場を提供します

- ・ふるさと学習の充実を図ります
- ・生涯学習人口の拡大を図ります

3) 公民館活動の充実 ―学びの場が広がる なかのと―

- ・各自治公民館の活動を基盤とし、地域の活性化を図ります
- ・活動を通じさらなる連帯感を養い、地域のリーダー育成を図ります
- ・関係団体との連携を密にし、各団体の活性化を図ります

4) 文化財の保護と継承

- ・国・県・町の指定文化財を守り次世代に継承していきます。
- ・中能登町の文化財を町民に深く知ってもらえる企画を継続します

5) 青少年の健全育成 ―一人づくりで地域づくりをめざす なかのと―

- ・家庭や学校、地域との連携を密にし、犯罪のない地域社会を創ります
- ・青少年の地域での社会参加を促します

6) 国際交流事業の推進 ―世界とつながる なかのと―

- ・国際化に対応した事業推進を展開します
- ・次世代を担う児童生徒の国際的視野を身につけるための国際理解を深めます
- ・持続可能な日本語教室を実施し、外国人と地域住民の多文化共生を図ります

7) コミュニティ・スクールの充実 ―地域と学校がつながる なかのと―

- ・地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます

(3) 生涯スポーツの振興 ―スポーツでつながる なかのと―

1) 総合型地域スポーツクラブの設立

- ・少子高齢化が進む中、広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、子どもや大人、高齢者や障がい者の参加・交流を促し、町づくり等の地域社会の維持・活性化につなげます。

2) ジュニアスポーツクラブの充実

- ・ジュニアスポーツクラブの活動を支援し、子どもたちの心身を育てます
- ・ジュニアスポーツクラブ指導者育成派遣を行い、指導者の資質向上を図ります

3) スポーツの振興

- ・スポーツ推進委員やスポーツ協会と連携を図り、地域スポーツの推進を図ります
- ・ニュースポーツ等の普及促進に努め、町民の体力づくりの推進を図ります
- ・各種大会を支援し、競技スポーツの活性化を図ります

4) スポーツ施設の整備・充実

- ・地域のスポーツ環境整備の充実を図ります

- ・生涯スポーツ・競技スポーツ・学校体育との連携を促進します
- ・施設の統廃合を含む効率的な管理運営を図ります

5)指導者の養成と選手の育成

- ・スポーツ協会と連携し、指導者の指導力向上及び、選手の育成に努めます
- ・全国大会等に出場する選手の支援を行います

○関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。